

令和8年1月6日
島根県立東部高等技術校

令和8年度障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練事業
「知識・技能習得訓練コース」企画提案募集要領

1 事業の概要

島根県立東部高等技術校では、国の「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領」（令和7年3月31日付け改正開発0331第11号）に基づき、障がいのある方の能力、適性及び地域の雇用ニーズに対応した知識・技能の習得を図り、障がいのある方の就職促進に資することを目的として、民間の教育訓練機関等を委託先として実施する、障がい者向け委託訓練「知識・技能習得訓練コース」の企画提案を募集します。

2 業務の内容

別添仕様書のとおりとする

3 募集コース数

松江地区 2コース（定員各5名程度）
大田地区 1コース（定員6名程度）
計 3コース（コース全体で定員16名程度）

4 スケジュール

・公 募 開 始 令和8年1月6日（火）
・提案書類提出期限 令和8年2月6日（金）17時必着
・選 定 結 果 通 知 令和8年2月下旬（予定）

5 応募者の資格

- 以下の要件を全て満たすものとする。
- （1） 障がい者の態様に配慮した指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師が確保されていること。
- （2） 島根県内に本社または営業所等を有していること。
- （3） 松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、仁多郡、飯石郡、隠岐郡のいずれかに教育訓練施設等を有していること。
- （4） 障がい者の多様なニーズに対応した訓練の実施に必要な設備等を有し、賃貸借契約等により常に使用できる状態であり、カリキュラムにパソコンを使用する内容

が含まれる場合にあっては、パソコンが1人1台の割合で設置されていること、及びソフトウェアについて使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

- (5) 訓練を実施するにあたり、個人の権利、利益を侵害することができないよう個人情報等の適切な管理・運営を行うことができる者であること。
- (6) 島根県税を滞納していない者であること。さらに、島根県の区域内に主たる事務所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (10) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、企画提案書の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (13) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (14) 労働保険及び社会保険への加入義務がある者の場合は、加入していること。
- (15) その他職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと島根県が判断した者で

ないこと。

6 企画提案募集説明会について

企画提案に係る説明会を対面及びZOOMで開催する。参加する場合は「企画提案説明会参加連絡書」を提出すること。

なお、企画提案説明会の参加は任意とするが、参加しなかった場合にあっても企画提案書提出にあたって同説明会での説明事項は全て了解したものと見なす。

日時：令和8年1月14日（水） 14：00～15：30

場所：島根県立東部高等技術校 会議室

（島根県出雲市長浜町3057-11）

7 質疑事項について

質疑事項がある場合は、表題を「知識・技能習得訓練コース（集合訓練）企画案に係る質疑」として、下記アドレス宛に質疑内容をEメールで送付すること。

問い合わせ先：kyouiku-kunren@pref.shimane.lg.jp

8 企画提案書の提出

（1）企画提案書は、訓練実施予定科目ごとに作成・提出すること。

（2）企画提案書提出後の内容変更、差し替えは原則として認めない。

（3）企画提案書及び添付資料は、以下の内容とする。

【企画提案書】

- ① 申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 要素別点検表（様式3）
- ④ 訓練実施機関・施設の概要・運営体制（様式4）
- ⑤ 訓練カリキュラム（様式5）
- ⑥ 使用教材一覧（様式6）
- ⑦ 講師名簿（様式7）
- ⑧ 訓練実施経費積算内訳書（様式8）

【添付資料】

- ① 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ② 島根県県民センター所長又は隠岐支庁長が発行する島根県税（全税目）に係る納税証明書（滞納がない事の証明書。発行日から3か月以内のもの）
- ③ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税（全税目）に係る納税証明書（滞納がない事の証明書。発行日から3か月以内のもの）※該当の場合

- ④ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書
(滞納がない事の証明書。発行日から3か月以内のもの)
- ⑤ 雇用保険適用事業所設置届(写)※労働保険への加入義務がある場合
- ⑥ 職業紹介の許可を証明する書類(写)※許可を受けている場合
- ⑦ キャリアコンサルタント登録証(写)※該当者がいる場合
- ⑧ キャリアコンサルティング技能士合格証書(1級または2級)(写)
※該当者がいる場合
- ⑨ 職業訓練指導員免許(写)※該当者がいる場合

(4) 企画提案書の提出等

ア 企画提案書提出先

提出先：島根県立東部高等技術校

住 所：〒693-0043 出雲市長浜町3057-11

電 話：0853-28-2734

Eメール：kyouiku-kunren@pref.shimane.lg.jp

イ 提出方法

島根県立東部高等技術校まで持参又は郵送による。郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。併せて、電子データをEメールで提出すること。

ウ 提出部数

企画提案書 3部 (A4判片面印刷クリップ)

添付資料 1部

※ 添付書類については、複数のコースを申請する場合でコースごとに内容の異なるものがあれば、該当書類(該当訓練科名を明記のこと)を追加してください。

エ 提出期限

令和8年2月6日(金) 17時必着

9 委託先候補の選定方法

(1) 「障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」選定委員会(以下「選定委員会」という。)により委託先候補の選定を行う。

※主な審査内容

- ・訓練内容等(訓練目標、カリキュラム)の妥当性
- ・実施体制・訓練環境の妥当性
- ・訓練実施にあたっての工夫
- ・身体に障がいのある受講者に配慮がなされている訓練施設環境

（2）選定にあたり、提出された企画提案書の内容等を確認するため、実態調査を行う場合がある。

（3）選定結果は、企画提案者全てに通知する。

（4）選定結果通知日

令和8年2月下旬（予定）

10 失格条項

次の各号に該当した場合は、提案は無効とする。

（1）企画提案書が提出期限までに提出されない場合。

（2）企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合。

11 契約について

（1）選定委員会においては、あくまで委託先候補を選定するものであり、当該事業の契約を保証するものではない。

（2）契約の内容等については、選定委員会において委託先候補として選定された者に対して別途協議を行う。

（3）契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

12 その他

（1）この要領に定めのないものは島根県立東部高等技術校と協議すること。

（2）企画提案等書類の作成、提出、応募等に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

（3）本事業については、国との協議が整わない場合、また令和8年度島根県予算が成立しない場合は、本事業の企画提案募集に係る手続きは無効とする。その場合においても、当該応募に係る経費について、島根県において補償は行わない。

（4）国の令和8年度予算が成立しない場合、及び「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領（令和7年3月31日付け改正開発0331第11号）」の改正に伴い、本要領及び募集の内容が変更となる場合がある。

附 則

この要領は、令和8年1月6日から適用する。